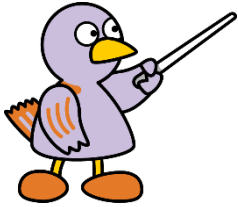


# 家畜衛生だより

## 家畜排せつ物法に基づく管理基準の遵守をお願いします

「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(以下法律)では、畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならない」と規定されています。管理基準には、①管理施設の構造設備に関する基準と、②管理の方法に関する基準があります。詳しくは別紙をご覧ください。



※法律の対象となる飼養規模は、牛：10頭以上、豚：100頭以上、  
鶏：2,000羽以上、馬：10頭以上です。

- 管理施設を整備していても、家畜排せつ物を管理施設以外に放置する等の行為を行ってれば、違反行為に該当します。
- 管理施設の定期的な点検、修繕、装置の維持管理をお願いします。
- 家畜排せつ物の年間発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録を行ってください。  
※記録は、各畜種ごとの様式を参考にしてください。家畜保健衛生所が農場巡回した際にお渡しした用紙がある方は、それに記入していただいで結構です。  
※記録は家畜保健衛生所への提出は不要です。ご自身で保管していただくようお願いいたします。

## 「たい肥」等の特殊肥料の生産・販売は、県知事への届出が必要です！

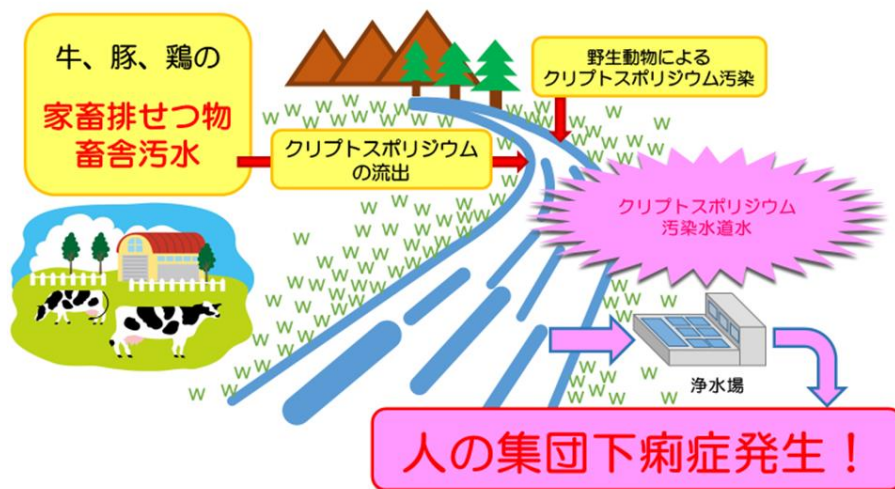
肥料取締法では、健康被害の防止などを目的に、肥料を生産・販売する際は都道府県知事への届出を義務付けています。詳細については、埼玉県病害虫防除所(電話048-539-0662)または当家畜保健衛生所までお問合せください。



(→裏面もご覧ください!)

## クリプトスポリジウムによる水道水源汚染防止のため、家畜排せつ物の河川や用水路等への流出・地下浸透の防止をお願いします。

クリプトスポリジウムは、人や家畜などの消化管に寄生し、激しい腹痛や下痢を引き起こす病原性の原虫です。特に降雨時、雨に混ざって家畜排せつ物を流出させないように注意してください。また、汚水処理施設の定期的なメンテナンスと維持管理をお願いします。



### 注意！

電気設備に不具合を発見したら触らないで！

令和3年2月、高知県内の養豚場で、高圧洗浄機の配水管修理を行っていた際に金属製配水管に触れて感電死する事例がありました。

- ※ 電気設備に不具合を発見した場合は、触らず、電気主任技術者（機械のメーカーや農場に出入りしている電気工事関係者等）に連絡をお願いします。
- ※ 電気主任技術者より不良を指摘された場合は、早急に改修するとともに、改修後は電気主任技術者に確認のうえ使用するようお願いします。

**家畜に異常を確認したらただちに家保へ通報してください！**

【川越家畜保健衛生所】

住所：川越市石田152

TEL：049-225-4141